

(案)

災害時における避難場所としての施設利用に関する協定

さいたま市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、さいたま市地域防災計画に基づき、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合の市民に対する避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する敷地及び施設を、災害発生時に市民が緊急に避難するための指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する二次避難所（以下「避難場所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の対象となる区域は、乙の敷地内とする。

(平常時の運営)

第3条 平常時においては、前条に定める区域の管理を乙が行う。

2 甲及び乙は、乙の敷地及び施設を避難場所等として使用することについて必要な情報を互いに提供し、連絡調整を図るものとする。

(災害時の運営)

第4条 災害時においては、乙は、速やかに近隣住民の緊急避難に対する受入れ態勢をとることとする。

2 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は、甲に協力するものとする。

3 甲は、二次避難所に責任者を置くとともに、必要に応じて、食糧、飲料水、日常生活用品、資機材等の物資を調達し、供与するものとする。

(二次避難所の開設・閉鎖)

第5条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要がある場合は、乙が被害状況を確認した施設のうち、利用可能な施設を利用して二次避難所として開設することができる。

2 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(二次避難所の施設利用・閉鎖の要請)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙の施設を二次避難所として利用し、又は閉鎖しようとするときは、別に定める実施要領に基づき乙に利用又は閉鎖を要請するものとする。

(二次避難所の開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、開設した日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により必要と認める場合は、乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙の敷地内及びこれらに附属する施設を甲が避難場所等として利用したことにより損害が生じたときは、甲の負担によりこれらを原状に復するものとする。

- 2 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所等としての施設利用が、円滑に行われるよう、双方の連絡先、連絡責任者及び担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(訓練の実施)

第10条 甲及び乙は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を行うものとする。

(避難場所等の解除)

第11条 乙は、避難場所等として施設を使用することが困難であるとき、又は支障をきたすときは、避難場所等の指定の解除を要請することができる。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、施行日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施行日)

第14条 この協定は、令和 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇 人

乙 _____

「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」(以下「協定」という。)における、二次避難所の開設及び閉鎖に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設の要請)

第2条 さいたま市(以下「甲」という)が二次避難所としての開設を要請する場合は、事前に_____ (以下「乙」という。)に対し、二次避難所開設要請書(第1号様式)(以下「要請書」という。)を提出するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で依頼することとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

(開放する施設)

第3条 二次避難所として開放する乙の施設は、原則として屋内スポーツ施設とする。

ただし、これらが使用できない場合は、乙は、別の施設の開放を検討するものとする。

(開設時における甲の手続き)

第4条 甲が災害対策本部設置時において、二次避難所を開設する必要がある場合には、災害対策本部情報・避難部避難班(以下「避難班」という。)が、地域住民及び関係機関からの依頼を取りまとめる。

2 前項の二次避難所を開設する必要がある場合とは、乙の周辺における指定避難所において、避難者が多数避難し、又は指定避難所が被災し使用できないため、避難者を収容できない状況をいう。

3 避難班は、第1項の依頼を受けた場合、又は必要と認めた場合、乙に対し開設を要請するものとする。

4 災害対策本部設置時以外(以下「通常時」という。)において、二次避難所を開設する必要がある場合には、甲の危機管理監(以下「危機管理監」という。)に対して要請するものとする。なお、通常時の夜間及び休日等においては、甲の危機管理当直職員(以下「当直職員」という。)に対して要請することとし、当直職員は危機管理監に対し、第2項に定める事項のほか、必要な事項を報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の依頼を受けた場合、総務局危機管理部(以下「危機管

理部」という。)に指示し、乙に対し開設を要請するものとする。

(乙の対応)

第5条 乙は、第2条の要請があったときは、乙の管理する施設の被害情報を速やかに把握するとともに、可能な限り要請に対応するものとする。

(開設の承諾)

第6条 乙は、第2条の要請を承諾するときは、二次避難所開設承諾書(第2号様式)(以下「承諾書」という。)を速やかに作成し、避難班又は危機管理部に通知するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で承諾することとし、事後、速やかに承諾書を提出するものとする。

(開設期間の延長手続き)

第7条 甲は、特に必要と認めた場合は、乙と協議の上、開設期間の延長をすることができるものとする。

2 甲は、開設期間を延長するときは、開設期間が終了する前までに、乙に対し、二次避難所開設期間延長申請書(第3号様式)を提出するものとする。

(閉鎖の要請)

第8条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に対し、二次避難所閉鎖届(第4号様式)を提出するものとする。

附 則

1 この実施要領は、令和 年 月 日から実施する。

第1号様式

年 月 日
(時 分)

二次避難所開設要請書

(施設管理者名)

様

さいたま市長

「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」実施要領の規定により、次のとおり要請いたします。

要請施設

施設名	備考

【要請担当者連絡先】

担当課・(氏名) _____ ()

(電話) _____ (携帯) _____

FAX _____

電子メール: _____

第2号様式

年 月 日
(時 分)

二次避難所開設承諾書

さいたま市長 様

(施設管理者名)

年 月 日 時 分に要請がありました件については、「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」実施要領の規定により、次のとおり承諾いたします。

承諾施設

施設名	備 考

【要請担当者連絡先】

担当課・(氏名) _____ ()

(電話) _____ (携帯) _____

FAX _____

電子メール: _____

第3号様式

年 月 日
(時 分)

二次避難所開設期間延長申請書

(施設管理者名)

様

さいたま市長

「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」実施要領の規定により、次のとおり要請いたします。

要請施設

施設名	備 考
	延長期間 年 月 日まで

【要請担当者連絡先】

担当課・(氏名) _____ ()

(電話) _____ (携帯) _____

FAX _____

電子メール: _____

第4号様式

年 月 日
(時 分)

二次避難所閉鎖届

(施設管理者名)

様

さいたま市長

「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」実施要領の規定により、次のとおり閉鎖届を提出します。

閉鎖施設

施設名	備 考
	閉鎖期日 年 月 日

【要請担当者連絡先】

担当課・(氏名) _____ ()

(電話) _____ (携帯) _____

FAX _____

電子メール: _____